◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３６２号（H28. 8. 5）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝１０件（７月２９日～８月４日分）
（１）乗合バスの死傷事故
（２）乗合バスの衝突事故
（３）法人タクシーの衝突事故①
（４）法人タクシーの衝突横転事故
（５）法人タクシーのひき逃げ事故
（６）法人タクシーの酒気帯び衝突事故
（７）法人タクシーの衝突事故②
（８）個人タクシーのひき逃げ事故
（９）個人タクシーの転落事故
（１０）大型トラックの衝突事故
２.「第１１回ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」開催のご案内【新着情報】
３．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて【新着情報】
４．三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください【新着情報】
５．貸切バス事業者に対する行政処分基準等の改正について
６．トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～
７．事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について通達を発出（中部運輸局発）

◇◇◇

８月１日（月）午前１０時５７分頃、静岡県の市道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２７名を乗せ運行中、軽乗用車と衝突した。
この事故により、軽乗用車の運転者が重傷を負い、バスの乗客２名が軽傷を負った。
現場は、信号機のない片側１車線の交差点で、軽乗用車側に一時停止線があり、軽乗用車が一時停止せずに交差点に進入した模様。

（３）法人タクシーの衝突事故①
７月２９日（金）午後４時４０分頃、秋田県の県道において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せ運行中、小動物を避けようとセンターラインをはみ出したため、対向してきた乗用車と衝突した。
この事故により、タクシーの乗客が重傷を負い、タクシーの運転者が軽傷を負った。
なお、タクシーの乗客はシートベルトをしていなかった模様。

（４）法人タクシーの衝突横転事故
７月３１日（日）午前１時３０分頃、岡山県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、乗用車と衝突した。
この事故により、タクシーの乗客と運転者が軽傷を負い、乗用車に乗っていた２名も軽傷を負った。
事故は、乗用車が赤色点滅信号の一時停止をせずに交差点に進入したため発生した模様。

（５）法人タクシーのひき逃げ事故
７月３１日（日）午前３時３０分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、車道を歩いていた歩行者をはね、事故後の処置をせずにその場を立ち去った。
この事故により、歩行者が重傷を負った。

（６）法人タクシーの酒気帯び衝突事故
７月３１日（日）午後６時００分頃、沖縄県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、信号待ちで停車中の乗用車に追突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の取り調べで、タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で逮捕された模様。

（７）法人タクシーの衝突事故②
８月１日（月）午後７時１５分頃、神奈川県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、直進進行した際、対向車線から右折してきた乗用車の側面に衝突した。

この事故により、タクシーの乗客が重傷を負った。

（８）個人タクシーのひき逃げ事故
７月３０日（土）午前１時１５分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車にて運行中、路上で寝ていた歩行者をはね、事故後の処置をせずにその場を立ち去った。
この事故により、歩行者が死亡した。
歩行者は、酒に酔って路上で寝ていた模様。

（９）個人タクシーの転落事故
８月３日（水）午前１１時３０分頃、富山県の農道において、同県に営業所を置く個人タクシーが乗客３名を乗せて運行中、道路脇の水田に転落した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、運転者の漫然運転が原因の模様。

（１０）大型トラックの衝突事故
７月３１日（日）午前１時１８分頃、山口県の国道において、長崎県に営業所を置く大型トラックが運行中、対向してきたタンク車と衝突した。
この事故により、双方の運転者が死亡した。
事故は、大型トラックがセンターラインを越え、タンク車と衝突した模様。

上記１０件の死傷者数計：死亡３名、重傷５名、軽傷７名（速報値）

◇◇◇

ントセミナー」を開催し、多くの皆様からご好評をいただいております。

　１１回目を迎える今回は、引き続き、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く周知・浸透させていくことが必要との認識のもと、原点（初心）に立ち返って、利用者の「安心」を得るための運輸事業の「安全」を考える機会としたいと考えております。「特別講演」として、増田一英氏（一般社団法人日本自動車部品工業会ドライブレコーダー部会長）及び井上富紀子氏（ホスピタリティ研究家、ザ・リッツ・カールトンカンパニーLLC公認親善大使）をお招きします。
また、国土交通省からの「基調講演」をはじめ、第１０回セミナーのアンケート結果でご要望の多かった自動車運送事業者様からの「取組事例報告」を実施させていただきます。

◇◇◇

三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「ふそう」）は、大・中型バスのうち、独立懸架式構造で概ね製造後10年目以上（製造年が平成19年以前）のバスについて、車両床下部の錆による腐食に関し、同社系列の販売店において無料点検を開始しました。
腐食が進行すると最悪の場合、ハンドル操作が不能となりますので、対象車両の使用者は、速やかに無料点検を受けてください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000138.html

◇◇◇

ンシ・バルブの不良　　（ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着）に注意すること。
２．劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実に行うこと。
３．運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。
※トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。
※万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

◆ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し公開しましたので、ご活用下さい。

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞
○ 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント
https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g

＜注意喚起の掲載ページへのリンク＞
○ トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002309.html

◇◇◇

気帯び運転を伴う事故等が後を絶たない状況となっております。
酒気帯び運転を伴う事故等の発生は、旅客及び貨物の安全、確実な輸送を社会的使命とする自動車運送事業の信頼を著しく失墜させる行為であり、誠に遺憾であります。
自動車運送事業者におかれましては、その責任の重大性を再認識していただくとともに、同様の事件が発生しないよう輸送の安全確保のため、下記事項を参考として所属運転者等に指導等を徹底されるよう、お願いいたします。

記

１．運転者に対し、アルコールが運転に及ぼす影響やアルコールが体内に留まる時間等について、あらためて周知徹底を図るため、ビデオ教材として『飲酒運転の根絶！飲酒運転を絶対しない、させない』（政府インターネットテレビ）や配布教材として『みんなで守る「飲酒運転を絶対しない、させない」（警察庁ＨＰ）』のチラシ、独立行政法人自動車事故対策機構の『運行管理者（基礎・一般）講習用テキスト』を活用する。
【政府インターネットテレビ】
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5746.html
【警察庁ホームページ】
http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/index.htm
【独立行政法人自動車事故対策機構：運行管理者講習用テキスト】
　今、ドライバーに必須のアルコール教育

２．厳正な点呼を実施し、点呼時においても、呼気の状態（アルコール検知器による確認）、運転者の顔色、言動等に十分注意する等により、運転者の心身の状態を的確に把握する。

３．運転者等に対する指導及び監督を実施するにあっては、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の実施マニュアルにより実施し、自動車を運転する場合の心構えなど、運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等について、再度理解させる。

４．特定非営利活動法人ＡＳＫ（アルコール薬物問題全国市民協会）ホームページ『職場でできるアルコール対策のポイント』を参考に、事業者自らも飲酒問題を見逃さないよう努める。
【特定非営利活動法人ＡＳＫホームページ】
http://www.ask.or.jp/ddd_point.html#check_list

◇◇◇

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆